

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所6階大会議室

○議事日程

平成29年10月6日（金曜日）午前10時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- (7) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

○出席委員（18名）

1番 安田 美雄 君	2番 井戸 恒男 君	4番 佐藤 平和 君
5番 遠藤 昭治 君	6番 野田 卓志 君	7番 片岡 篤夫 君
8番 森 邦彦 君	9番 八木 豊明 君	10番 杉山 徳成 君
11番 中村 雅博 君	12番 後藤 三郎 君	13番 安田 孝義 君
14番 増井 賢一 君	15番 土屋 尊史 君	16番 野村 茂 君
17番 日置 香 君	18番 永井 博光 君	19番 岩田 幸子 様

○欠席委員（1名）

3番 川村 信子 君

○委員以外の出席者

農業委員会事務局長	西部 成敏 君	農業委員会事務局課長補佐	長屋 正彦 君
農業委員会事務局主任主査	田口 旭 君	農業委員会事務局係長	渡辺 初美 君
武芸川事務所課長補佐	桜井 伸一 君	武儀事務所主任主査	丸山 典浩 君

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（長屋正彦君） それでは、只今より農業委員会を始めさせていただきます。

初めに、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。

それでは、野村会長よりご挨拶をお願いします。

○議長（野村茂君） たいへん朝夕肌寒くなりましたが、日中は暑く体調の管理に気を使わないといけない時期です。先般の台風18号では、最悪のコースで通過するということでしたが、九州に上陸してから、気圧も速度も上がり大きな被害もないようでしたが、久しぶりに暴風雨を感じました。9月30日には作況指数が発表され、全国的には良という事ですが、東海では99で良、岐阜県では101という事で、三重県が少し悪かったから99だったようです。皆様方の稲作はどうだったでしょうか。稲刈りが終わった方もこれからの方もいると思いますが、台風18号の影響により作況指数も変わってくるのではないかと思います。それでは本日のご審議よろしくをお願いします。

○事務局課長補佐（長屋正彦君） 続きまして、事務局長の西部がご挨拶申し上げます。

○事務局長（西部成敏） 農業委員会に関する法律が改正されまして、農地の集積集約化、遊休農地の発生防止という事で、積極的に関わる内容になりました。しかし、関市の農業の現状は米の生産意欲の高い零細農家が多いのが現状です。そこで問題なのはいくら集約しても出口である担い手がいるかどうか。その担い手を作るためには儲かる作物があるかどうか。そうすると、担い手対策組織強化しないといけないのではないかとということで、今日の農業委員会の後半で平成30年度の当初予算で計上予定の新規事業について皆様のご意見をお聞きしたいと資料を作成してきましたので、ご協議の方よろしくをお願いします。

○事務局課長補佐（長屋正彦君） 本日の、欠席委員のご報告をさせていただきます。3番の川村委員がおみえになっておりませんが、今確認中でございます。その他の委員は、ご出席です。

○議長（野村茂君） ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。

会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。7番片岡委員、8番森委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。

議案は1ページからになります。

1番の案件 位置図は1ページになります。

申請地は、肥田瀬地内、富岡公民センターの南南東400mほどに位置する農振農用地である田2筆1,084㎡。申請目的は、所有権移転です。譲渡人らは、農地の管理ができないため、売り渡すというもの。譲受人は、申請地を買い受けて、農業経営の拡大を図りたいというもの。

2番の案件 位置図は2ページになります。

申請地は、倉知地内、巾公民センターの南西360mほどに位置する農振農用地区域外である田2筆1,767㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲渡人は、後継者である長男に申請地を贈与するというもの。譲受人は、母より申請地の贈与を受けるというもの。

3番の案件 位置図は3ページになります。

申請地は、山田地内、岐阜市立藍川東中学校の東南東230mほどに位置する農振農用地区域外であ

る田4筆2, 642㎡。申請の目的は、使用貸借権の設定です。貸付人は、借受人の申し出に応じ、貸し付けるといふもの。借受人は、死亡した玉田儀一の所有する岐阜市の全ての不動産を、借受人が遺贈を受け農業経営を継承するにあたり、貸付人より申請地を使用貸借し、新規就農したいといふもの。

当案件につきましては、岐阜市農業委員会の農地法第3条許可と同時許可となります。

4番の案件 位置図は4ページになります。

申請地は、武芸川町八幡地内、武芸川事務所の南東200mほどに位置する農振農用地区域外である畑224㎡、田663㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲渡人らは、高齢のため、農地の管理が困難になってきたため、譲受人の申し出に応じ売り渡すといふもの。譲受人は、申請地を買い受けて、農業経営の拡大を図りたいといふもの。

今回お諮りします、全ての案件につきまして、9月20日に現地確認をしたところ、農地性ありと確認しています。また、許可要件を満たしていると判断します。

以上、所有権の移転に関するもの3件、使用貸借権の設定に関するもの1件、計4件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、第1号議案について補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（発言なし）

ご発言がないようですので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（質疑なし）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第1号の4件を原案のとおり許可することといたします。

続きまして、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

議案は、3ページからになります。

1番の案件 位置図は、5ページになります。

申請地は、鑄物師屋3丁目地内、桜ヶ丘ふれあいセンターの北東200mほどに位置する畑1,029㎡の内669.06㎡、台帳地目山林現況地目畑137㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。転用目的は、貸家であります。申請者は、高齢のため、農地として適切に管理することが困難になったため、申請地を戸建賃貸住宅として利用したいといふもの。

9月21日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しております。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は、6ページになります。

申請地は、明生町2丁目地内、関高校の南西330mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地46㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅の庭です。申請人は、隣接する土地に居住しているが、申請地は、狭小なため、農地として生産性が悪いので、自宅の庭として利用したいといふもの。

9月21日に現地確認をしたところ、既に庭となっていたため、始末書が添付されております。申請地は、第3種農地であり、転用はやむ得ないものと判断します。

以上2件について、ご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（発言なし）

ないようですので、これより質疑を行います。質疑のある方はございますか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第2号の2件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。 農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は、4ページからになります。

1番の案件 位置図は、7ページになります。

申請地は、平賀町4丁目地内平賀公民センターの南東120mほどに位置する登記地目田、現況地目畑238㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅です。譲受人は、現在アパート住まいであり、家族が増え住居が手狭になったため、申請地を買い受けて、一般個人住宅を建築したいというもの。譲渡人は、高齢のため耕作が困難なため、譲受人の申し手に応じ売り渡すというもの。

9月21日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は、8ページになります。

申請地は、肥田瀬地内富岡公民センターの南東400mほどに位置する登記地目畑、現況地目田外3筆8,285㎡。農地の区分は、農振農用地です。転用目的は、砂利採取（一時転用）です。借受人は、砂利採取業を行っている会社で、申請地を賃貸借権により借り受けて、砂利採取を行うというもの。貸付人は、借受人の申し手に応じ、貸し付けるというもの。砂利採取の期間は、許可日より18ヶ月となっております。

9月20日に現地確認をした結果、田で農地性ありと確認しております。申請地は、農振農用地であるが、一時的な利用であり、農地への復元が誓約されているため、転用はやむを得ないものと判断します。砂利採取法第16条に基づく許可が必要であり申請中であります。

3番の案件 位置図は、9ページになります。

申請地は、肥田瀬地内 関中央病院の西南西580mほどに位置する田2,503㎡。農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等の区域内に農地に該当するため、第1種農地と判断します。転用目的は、工場です。譲受人は、申請地の近接地に工場を所有しているが、以前より工場敷地が不足しているため、申請地を買い受けて、メッキ業の工場をしたいというものであります。譲渡人は、高齢により営農が困難なため、譲受人の申し手に応じ売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ております。

9月20日に現地確認をしたところ、田で、農地性有と確認しています。申請地は、第1種農地に該当するが、住宅・周辺住民の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもので、

許可基準の例外要件を満たすものと判断します。

当案件は、1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱第5条に基づく開発協議の承認が必要であります。

4番の案件 位置図は、10ページになります。

申請地は、東田原地内東田原公民館の南東300mほどに位置する田、現況一部雑種地2,782㎡。農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等の区域内に農地に該当するため、第1種農地と判断します。転用目的は、資材置き場です。借受人は、近隣で建設業を行っている会社で、近年資材置き場が不足してきたため、当該会社の取締役である貸付人が所有する申請地を賃貸借権により借り受けて、資材置き場として利用したいというもの。貸付人は、借受人の申し出に応じ、貸し付けるというもの。貸借の期間は、許可日より30年間となっております。隣地農地所有者の承諾を得ております。

9月20日に現地確認をしたところ、一部雑種地となっていたため、始末書が添付されています。申請地は、第1種農地に該当するが、住宅・周辺住民の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもので、許可基準の例外要件を満たすものと判断します。

当案件は、1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱第5条に基づく開発協議の承認が必要であります。

5番の案件 位置図は、11ページになります。

申請地は、東田原地内東田原公民館の南120mほどに位置する登記地目畑、現況地目雑種地27㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅の庭です。譲受人は、申請地の西に隣接する譲渡人所有の宅地を譲り受け、一般個人住宅の建設を予定しており、申請地を買い受けて、庭として一体利用したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

9月20日に現地確認をしたところ、雑種地となっていたため、始末書が添付されております。隣地農地所有者の承諾を得ております。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

6番の案件 位置図は、12ページになります。

申請地は、志津野地内富野保育園の西北西290mほどに位置する畑151㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。転用目的は、太陽光発電施設です。借受人は、申請地を貸付人である夫より使用貸借権により借り受けて、太陽光発電施設として利用したいというもの。貸付人は、借受人である妻の申し出に応じ貸し付けるというもの。

9月20日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

7番の案件 位置図は、13ページになります。

申請地は、雄飛ヶ丘地内倉知小学校の東北東200mほどに位置する畑現況一部宅地168㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅です。借受人は、現在の住まいは売却の計画があり、新たに住居が必要となったため、亡祖母の住宅を建て直して住むにあたり、申請地を使用貸借権により借り受けて一般個人住宅として利用したいというもの。貸付人は借受人の申し手に応じ、貸し付けるというもの。貸借の期間は、許可日より30年間となっております。隣地農地所有者の承諾を得ております。

9月20日に現地確認をしたところ、一部宅地となっていたため、始末書が添付されております。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

8番の案件 位置図は、14ページになります。

申請地は、宝山町地内片倉グラウンドの南東240mほどに位置する登記地目田、現況地目畑294㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅です。借受人は、親と同居しているが、家族が増えたため、申請地を使用貸借権により借り受けて、一般個人住宅として利用したいというもの。貸付人は、高齢になり管理が困難となったため、借受人である娘の申し出に応じ貸し付けるというもの。

9月20日に現地確認をしたところ、畑で農地性有と確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。事業計画変更1番の案件と同時許可となります。

9番の案件 位置図は、15ページになります。

申請地は、明生町2丁目地内関高校の南西300mほどに位置する畑211㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅です。譲受人は、現在賃貸住宅に住んでいるが、自己住宅を建てたいと土地を探していたところ、現在の住所地近くで、希望する条件にあったため、申請地を買い受けて、一般個人住宅として利用したいというもの。譲渡人らは、申請地を共有で相続により取得したが、母親は農地として管理することが負担となり、息子は東京に住んでおり、戻ってくる見込みがないため、譲受人の申し出に応じ売り渡すというもの。

9月21日に現地確認をしたところ、畑で農地性有と確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

10番の案件 位置図は、16ページになります。

申請地は、日ノ出町1丁目地内関幼稚園の南東75mほどに位置する登記地目田、現況地目畑1,150㎡の内、151.19㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅（庭）です。譲受人は、フェザー安全剃刀株の駐車場移転に伴い、自己所有宅地の一部を譲り渡すこととなったが、残地部分だけでは手狭なため、申請地を買い受けて、一般個人住宅（庭）として利用したいというもの。譲渡人は、高齢のため農地として管理することが困難であるため、譲渡人の申し出に応じ売り渡すというもの。

9月21日に現地確認をした結果、畑で農地性有りと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

11番の案件 位置図は、17ページになります。

申請地は、日ノ出町1丁目地内関幼稚園の南東75mほどに位置する登記地目田、現況地目畑4筆2,111.74㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。転用目的は、駐車場です。譲受人は、営業所の近隣の土地を駐車場として利用していたが、市の観光施設建設に伴い、既存駐車場敷地が、その用地として利用されることとなったため、申請地を買い受けて駐車場として利用したいというもの。譲渡人らは、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

9月21日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

12番の案件 位置図は、18ページになります。

申請地は、側島地内保土島公民センターの南西170mほどに位置する畑2筆244㎡。農地の区分は住宅、事業施設、公共・公益施設等が連担している区域に近接する10ha未満の農地の区域内に該当するため、第2種農地と判断します。転用目的は、駐車場です。借受人は、申請地の近接地において精密板金業を行っているが、事業拡大により駐車場が不足しているため、申請地を賃貸借権により借り受けて駐車場として利用としたいというもの。貸付人らは、借受人の申し出に応じ貸し付けるというもの。貸借期間は、許可日より30年間となっております。隣地農地所有者の承諾を得ております。

9月20日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第2種農地であ

るため、代替性を検討した結果、周辺に事業の目的を達成することができる代わりの土地がないことから、転用はやむ得ないものと判断します。

13番の案件 位置図は、19ページになります。

申請地は、山田地内虹ヶ丘幼稚園の北北西180mほどに位置する田946㎡の内、500㎡。農地の区分は、街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えているため、第3種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅です。譲受人は、現在居住している住居が手狭となったため、申請地を買い受けて、一般個人住宅として利用したいというもの。譲渡人は、職業柄転勤も多く、耕作・草刈り等の管理がままならず、周辺農地への影響を考え、手放すというもの。

9月20日に現地確認をしたところ、農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

14番の案件 位置図は、20ページになります。

申請地は、山田地内虹ヶ丘幼稚園の北北西180mほどに位置する登記地目田、現況地目原野83㎡。及び田946㎡の内446.03㎡。農地の区分は、街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えているため、第3種農地と判断します。転用目的は、建設業資材置き場です。譲受人は、山田地内で建設業を営む業者で、本社敷地が手狭なため、申請地を買い受けて、事業用資材置き場として利用したいというもの。譲渡人は、職業柄転勤も多く、耕作・草刈り等の管理がままならず、周辺農地への影響を考え、手放すというもの。

9月20日に現地確認をしたところ、912-3は原野であったため、始末書が添付されております。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

15番の案件 位置図は、21ページになります。

申請地は、下之保地内多良木多目的研修集会施設の北東230mほどに位置する登記地目田、現況地目雑種地2筆406㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。転用目的は、コンビニの駐車場です。借受人は、申請地の隣接地でコンビニエンスストアを営業しており、駐車が手狭であったため、申請地を賃貸借権により借り受けて、駐車場として利用したいというもの。貸付人は、高齢で農業が困難となったため、借受人の申し出に応じ、貸し付けるというもの。貸借の期間は、許可日より15年間となっております。

9月20日に現地確認をしたところ、既に駐車場であったため、始末書が添付されております。申請地は、第3種農地であり、転用はやむ得ないものと判断します。

16番の案件 位置図は、22ページになります。

申請地は、洞戸黒谷地内黒谷集会所の北東50mほどに位置する畑3筆716㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。転用目的は、太陽光発電施設です。譲受人は、太陽光発電事業を行うため、関市内で候補地を探した結果、陽当たりが良く、安定的な発電量が見込まれるため、申請地を買い受けて、太陽光発電施設として利用したいというもの。譲渡人は、相続により取得したが、遠方に居住しているため、農地として管理することが困難であるため、譲受人の申し出に応じ売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ております。

9月21日に現地確認をした結果、畑で農地性有りと確認しています。申請地は、第3種農地であり、転用はやむ得ないものと判断します。

17番の案件 位置図は、23ページになります。

申請地は、洞戸菅谷地内下菅谷集会所の南南西130mほどに位置する畑600㎡。農地の区分は、街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えているため、第3種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅です。譲受人は、申請地の北側に居住しているが、家族が増えことにより手狭になったため、

申請地を買い受けて、一般個人住宅として利用したいというもの。譲渡人は、農地として管理することが困難であるため、譲受人の申し出に応じ売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ております。

9月20日に現地確認をした結果、畑で農地性有り確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

18番の案件 位置図は、24ページになります。

申請地は、武芸川町八幡地内武芸川幼稚園の南東550mほどに位置する田、現況地目畑1,359㎡。農地の区分は住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連担している区域に近接する10ha未満の農地の区域内に該当するため、第2種農地と判断します。転用目的は、倉庫です。譲受人は、紙類製造加工業を行っている会社で、近年、紙加工製品が海外で好評を得て輸出が伸びてきており、海外へ安定的に輸出するため、申請地の隣接地に倉庫を建設する計画であったが、配送用の大型トレーラーの回転や待機車両を置くスペースが足りないため、申請地を買い受けて一体利用したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ売り渡すというもの。

9月20日に現地確認をした結果、畑で農地性有り確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性を検討した結果、自己所有地との一体利用のため、外に代替する土地がないことから、転用はやむ得ないものと判断します。事業計画変更の2番の案件と同時許可となります。当案件は、1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱第5条に基づく開発協議の承認が必要であります。

19番の案件 位置図は、25ページになります。

申請地は、武芸川町八幡地内武芸川幼稚園の南東60mほどに位置する田3筆506㎡。農地の区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地に該当するため、第2種農地と判断します。転用目的は、運送業駐車場です。譲受人は、申請地の東側で運送業を行っている会社で、現在使用している駐車場が手狭なため、申請地を買い受けて駐車場として利用したいというもの。譲渡人らは、譲受人の申し出に応じ売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ております。

9月20日に現地確認をした結果、農地性有り確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性を検討した結果、周辺に事業の目的を達成することができる土地がないことから、転用はやむ得ないものと判断します。

20番の案件 位置図は、26ページになります。

申請地は、武芸川町跡部地内 武芸川スポーツ公園パターゴルフ場の南東540mほどに位置する登記地目宅地、現況地目畑191.34㎡。農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等の区域内に農地に該当するため、第1種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅です。借受人は、現在アパートに居住しているが、家族が増えことにより手狭になったため、申請地を使用貸借権により借り受けて、一般個人住宅として利用したいというもの。貸付人は、借受人の申し出に応じ貸し付けるというもの。貸借の期間は、許可日より35年間となっています。隣地農地所有者の承諾を得ております。

9月20日に現地確認をした結果、畑で農地性有り確認しています。申請地は、第1種農地に該当するが、住宅・周辺住民の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもので、許可基準の例外要件を満たすものと判断します。

以上、所有権移転に関するもの12件、使用貸借権の設定に関するもの4件、賃貸借権の設定に関するもの4件、計20件のご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、第3号議案について補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

○5番（遠藤昭治君）8番、9番につきまして住宅地で隣が家が建っているの、やむを得ないと思います。7番については、申請者の裏の土地を活用するという事でやむを得ないかなと思いました。

○18番（永井博光君）19番の案件について、岐阜市の行政書士がみえて、書類を見ると代理人になっておらず、関警察署の前の塚原土地家屋調査士に頼まれて持ってこられたとの事でした。私はそれを認めませんでした。何も書類にあなたの関係する事はないのと言うと。改めて11日に塚原土地家屋調査士の松岡さんが丁重に謝ってみえ、現地を確認するという事がありました。お知らせをしておきます。20番の案件について、親子で息子さんが結婚して子供がいるが、父の家の隣に戻ってきて家を建てるというものです。

○1番（安田美雄君）2番の案件ですが、今の永井さんのお話に似ていますが、申請書類と現地を見させていただき、確認をしているんですが、相違が生じている事があります。例えば、2番の譲渡人は実は土木水利委員であり、自分で異議なしと意見書を出しておられます。自分で認めるというのはどうかと思うが事務局としてどう指導してみえるのか。そして、登記簿では畑で現況では田になっているにも関わらず、申請書の現況は畑になっていた。行政書士に話したら農業委員会で直しますという事でした。分かっているがとりあえず印鑑を押してくれというような行政書士がみえるという事を思いました。

3番の案件については、農振地域の除外で1種になったと思いますが、除外には農業委員会等の意見を聞くとなっているが、知らない間に農用地外になっているなど思いましたが、印鑑を押しました。これは農業委員会で検討されて、1種になっているのであればそれでいいが、知らない間になっていたという事ですので、これは同時進行でいくべきであり、保留すべきではないかと思うんですが、2点について事務局にお聞きしたいです。

○議長（野村茂君）永井さん、安田さんの意見について説明をお願いします。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）安田委員さんの意見についてですが、2146番地は登記は畑で、現況も畑と申請してみえましたが、現況は田でしたので、書士さんに訂正していただきました。

農振については、昨年の11月の農業委員会で農振除外の意見聴取をし、29年7月6日付けで農振除外の承認をいただいております。

土木水利委員につきましては、やはり同じ方ではという事もありますので、事務局で検討して行きたいと考えております。

○議長（野村茂君）今言う土木水利委員というのは、土木水利委員としての意見を同意されたということで、許可全体では同意しない訳ではないということですか。

○18番（永井博光君）印鑑だけ押してあって、日にちの記載がない。それも却下したことがあります。細かい事かもしれませんが、事務局はその辺りも行政書士さんにご指導してもらいたい。ただ農業委員の印鑑だけもらえばいいという事ではない。

○議長（野村茂君）私もその通りの事があって、行政書士の都合のいいように明日提出期限だから今日頼むというような言い方で、何も予定がなければ出来ますけど、非常に横暴な所があるように思います。申請書のチェック項目がありますがそれにより書類をチェックし不足している分については言ってもらっていいと思います。私分かっている所だったので良かったが、上司から頼まれて現場の説明も出来ない方が印鑑を貰いにみえるという例もありました。やはり事務局の方で行政書士さんを通じてご案内し改善していただくように、よろしくをお願いします。

○18番（永井博光君）明日までと言われても、出来るだけ協力して現地を見て印鑑を押すようにしているので、それについては却下はしない。

○15番（土屋尊史君）前回1週間前くらいでないと思えませんよと事務局から書士さんに言ってもらうようお願いしてありましたよね。

- 事務局課長補佐（長屋正彦君）書士さんに文書で案内は出してあります。
- 15番（土屋尊史君）もっと事前に作って来てもらわないとね。
- 議長（野村茂君）それでは、今の件につきましては事務局の方、よろしくをお願いします。
- 事務局課長補佐（長屋正彦君）書士さんの方には、対応等させていただきます。
- 議長（野村茂君）それでは他に補足説明はございませんか。

（説明なし）

ないようですので、これより質疑を行います。第3号議案について質疑のある方はございませんか。

○15番（土屋尊史君）事務局にですが、説明について5条2番案件について転用理由の部分についてですが、18ヵ月のところが、5ページ目だけ1ヵ月になっていますので、訂正をお願いします。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）申し訳ございませんでした。訂正させていただきます。

○議長（野村茂君）他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第3号の20件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。続きまして、議案第4号事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第4号事業計画変更申請に対する意見について。農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

議案は13ページになります。

1番の案件 位置図は27ページになります。変更内容は、転用目的変更です。申請地は、宝山町地内、片倉グラウンドの南東150mほどに位置する登記地目田、現況地目畑294㎡。当初事業計画者は、昭和59年1月27日に5条転用許可を受け、倉庫を建設する計画であったが、事業規模が減少したため、中止していたというもの。変更後の事業計画者は、当初事業者の娘で、親と同居しているが、家族が増えたため、申請地を借り受けて、一般個人住宅として利用したいというもの。

9月20日に現地確認をしたところ、原野であると確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。5条の8番の案件と同時許可となります。

2番の案件 位置図は28ページになります。申請地は、武芸川町八幡地内、武芸川幼稚園の南東540mほどに位置する田、現況地目雑種地2筆1, 381㎡。当初事業計画者は、昭和61年7月29日に5条転用許可を受け、運動場用地として埋立てしたが、時代の流れと共に娯楽が多様化し、利用されなくなったため、放置してあったというもの。変更後の転用目的を、紙類製造加工業倉庫として利用したいというもの。

9月20日に現地確認をしたところ、雑種地であると確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性を検討した結果、他に目的を達成することができる土地がないことから、転用はやむを得ないものと判断します。5条の18番の案件と同時許可となります。

以上2件のご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

ます。

○5番（遠藤昭治君）補足説明ではなく質問ですが、1番について許可してから農地のまま全然使われておらず、計画倒れの状態なんですけど、許可したのを見に行ったり、地目を変更してあるか確認したりはしないのですか。事後に調べるとかはしないんですか。

○9番（八木豊明君）現況でいくから、税金は変わらないからね。例えば、許可が下りたらその人は宅地なら宅地にしたい訳ですよ。3年以内なら3年以内に宅地並みの課税にしますよと例えばそういうような事をやらないと。30年くらいは過ぎてしまう。

○5番（遠藤昭治君）事業計画だとそういうのが来ると、3年以内に建てないとなしになりますよとすれば、なくなるが、個人だとそのまま放りっぱなしが多いと思うんですけど、その見直しがあるといい。

○議長（野村茂君）私も農業委員になった時に同じ質問をしました。何十年も経ったものが当初の申請目的がなされずに変更されていくということで疑問を持ちました。一度許可されたものは効力があって変更変更で行くという事でした。

他に質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第4号の2件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第5号 農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第5号 農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は14ページからになります。

賃貸借権の設定に関するものについて、更新9筆、3件。使用貸借権の設定に関するものについて、新規4筆、3件の承認を求められております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地目は、田が、12筆7,682㎡、畑が、1筆386㎡。地区は、武芸川町谷口、武芸川町跡部、武芸川町八幡の3地区。設定を受ける方（有）むげがわ農産外1名です。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第5号の農用地利用集積計画について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第5号の農用地利用集積計画について、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）報告1号農地法第18条第6項の規定による届出について

農地法第18条第6項の規定により、賃貸者の合意解約の届出について受理したことを報告させてい

ただきます。

議案は16ページになります。

1番の案件 届出地は、肥田瀬地内の田2, 503㎡です。賃借人は、服部武司様です。合意解約日は、平成29年9月1日です。

以上1件でございます。

○議長（野村茂君）報告第1号につきましては、事務局の報告のとおりです。

以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。その他について、事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）次回の総会は11月9日木曜日で視察研修を行うため、総会時間を9時30分からとなっておりますので、よろしくお願ひします。

次に新たな農業振興施策についてを説明いたしますが、5分休憩をとりたいと思います。

（5分休憩）

（農業委員、農地利用最適化推進委員に農務課 林より新規農業振興策（案）について説明）

（質疑応答）

○職務代理（安田孝義君）貴重なご意見や要望を踏まえた農業委員会が出来たと思います。現場の意見を市政に反映することが最も重要な事だと思います。今後ともご支援いただきますようお願いいたします。これをもちまして閉会といたします。ご苦労様でございました。

午前12時00分 閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 関市洞戸市場551番地

印

7 番 関市塔ノ洞2613番地

印

8 番 関市倉知1408番地

印